

## 平成28年度遠野市水道事業会計予算要領

### 1 第2条の業務予定量の概略

区 分	上水道事業	簡易水道事業	受託小規模給水事業
(1) 給水戸数	7,300戸	2,140戸	119戸
(2) 年間総給水量	1,717,300m <sup>3</sup>	449,000m <sup>3</sup>	21,400m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	4,705m <sup>3</sup>	1,230m <sup>3</sup>	59m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良事業	営業設備事業 44,300千円 配水設備事業 3,163千円 配水設備改良事業 137,100千円	営業設備事業 68,070千円 配水設備改良事業 256,100千円	/

2 第3条予算の収益的収入及び支出は、収入合計 782,404千円に対し、支出合計 665,444千円で、差し引き 116,960千円の黒字を見込んでいます。

### ○収益的収入及び支出

(単位：千円)

区 分	予算額	構成比 (%)	備 考	
収 益 的 収 入	546,655	69.9	給水収益 461,140	
			他会計負担金 2,641	
			他会計補助金 18,542	
			長期前受金戻入 38,188	
第2款 簡易水道事業収益	222,815	28.5	給水収益 125,414	
			他会計負担金 1,663	
			他会計補助金 73,366	
			長期前受金戻入 21,278	
第3款 受託小規模給水事業 収益	12,934	1.6	給水収益 5,934	
			受託工事料金 7,000	
合 計	782,404	100.0		
収 益 的 支 出	376,298	56.5	原水及び浄水費 51,094	
			配水及び給水費 47,445	
			総係費 73,871	
			減価償却費 169,144	
			資産減耗費 7,535	
			支払利息 15,087	
			消費税 10,000	
			その他 2,122	
	第2款 簡易水道事業費用	263,340	39.6	原水及び浄水費 52,032
				配水及び給水費 41,396
				総係費 1,957
				減価償却費 110,809
				資産減耗費 8,014
第3款 受託小規模給水事業 費用	24,806	3.7	受託管理費	
第4款 予 備 費	1,000	0.2		
合 計	665,444	100.0		

(構成比は、小数点第2位を四捨五入、端数調整あり)

3 第4条予算の資本的収入及び支出は、収入合計 335,718千円に対し、支出合計 739,090千円となっており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 403,372千円は、当年度分損益勘定留保資金 236,033千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額40,313千円及び減債積立金 127,026千円で補てんしようとするものです。

○資本的収入及び支出

(単位：千円)

区 分		予算額	構成比 (%)	備 考
資本的収入	第1款 上水道事業資本的収入	92,066	27.4	他会計負担金 3,163 企業債 78,200 他会計出資金 10,700 その他 3
	第2款 簡易水道事業資本的収入	243,652	72.6	国庫補助金 36,250 企業債 141,300 他会計出資金 66,096 その他 6
	合 計	335,718	100.0	
資本的支出	第1款 上水道事業資本的支出	279,724	37.8	営業設備費 44,300 配水設備費 3,163 配水設備改良費 137,100 事務費 32,500 企業債償還金 62,661
	第2款 簡易水道事業資本的支出	459,366	62.2	営業設備費 68,070 配水設備改良費 256,100 事務費 3,000 企業債償還金 132,196
	合 計	739,090	100.0	

(構成比は、小数点第2位を四捨五入)

4 第5条企業債

起債の目的	限度額 (千円)	利 率
上水道電気機械設備改良事業	15,200	4.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
上水道配水設備改良事業	63,000	
簡易水道電気機械設備改良事業	31,500	
簡易水道配水設備改良事業	109,800	
合 計	219,500	

5 第6条の一時借入金の限度額は、100,000千円と定めています。

6 第7条の議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費61,635千円、交際費10千円となっています。

7 第8条の高料金対策等に要する経費として一般会計から受ける補助金は、91,911千円となっています。

8 第9条のたな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定めています。

9 受託小規模給水施設の工事は、番屋取水ポンプ場電気機械設備更新工事を予定しています。